に供する電子証明書（当該相手方に係る利用者（電子署名法第二条第二項に規定する利用者をいう。）の真偽の確認が、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年法務省・経済産業省令第二号）第五条第一項各号に規定する方法により行われて発行されるものに限る。）並びに電子署名法第二条第一項に規定する電子署名が行われた当該相手方の住所、氏名、職業及び年齢の電磁的方法による記録の提供を受けること。

十　［略］

4　［略］

（情報通信の技術を利用する方法）

第十九条の二　法第十九条第三項の国家公安委員会規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　公安委員会の使用に係る電子計算機と古物商の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、当該古物商の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二　［略］

（盗品等の売買の防止等に資する方法の基準）

第十九条の六　法第二十一条の五第一項の国家公安委員会が定める盗品等の売買の防止及び速やかな発見に資する方法の基準は、次のとおりとする。

一　古物の売却をしようとする者からのあっせんの申込みを受けようとするときに、当該者が本人の名義の預貯金口座からの振替の方法により料金の支払を行うことを当該預貯金口座が開設されている金融機関等（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二条第二項第一号から第三十六号までに掲げる者をいう。）が承諾していることを確かめること、当該者から申出を受けたカード番号及び有効期限に係る本人の名義のクレジットカードを使用する方法により料金の支払を受けることができ、かつ、当該クレジットカードを発行した者があらかじめ当該者について登録している情報と当該者から申出を受けた情報に齟齬がないことを確かめることそ

七　［同上］

4　［同上］

（情報通信の技術を利用する方法）

第十九条の二　法第十九条第三項の国家公安委員会規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と古物商の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、当該古物商の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二　［略］

（盗品等の売買の防止等に資する方法の基準）

第十九条の六　法第二十一条の五第一項の国家公安委員会が定める盗品等の売買の防止及び速やかな発見に資する方法の基準は、次のとおりとする。

一　古物の売却をしようとする者からのあっせんの申込みを受けようとするときに、当該者が本人の名義の預貯金口座からの振替の方法により料金の支払を行うことを当該預貯金口座が開設されている金融機関等（金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）第二条に規定する金融機関等をいう。）が承諾していることを確かめること、当該者から申出を受けたカード番号及び有効期限に係る本人の名義のクレジットカードを使用する方法により料金の支払を受けることができ、かつ、当該クレジットカードを発行した者があらかじめ当該者について登録している情報と当該者から申出を受けた情報に齟齬がな

いことを確かめることその他これらに準ずる措置であって人が他人になりすまして古物の売却をすることを防止するためのものを講ずること。	いことを確かめることその他これらに準ずる措置であって人が他人になりすまして古物の売却をすることを防止するためのものを講ずること。
［二～九　略］	［二～九　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○外務省告示第百四十七号

日本国政府は、平成十七年七月八日にウィーンで採択された「核物質の防護に関する条約の改正」の受諾書を平成二十六年六月二十七日に国際原子力機関事務局長に寄託していたところ、同改正は、同条約第二十条2の規定に従い、平成二十八年五月八日に効力を生ずる。

同改正の締約国は、平成二十八年四月八日現在、次のとおりである。

アルバニア共和国、アルジェリア民主人民共和国、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン共和国、アルメニア共和国、オーストラリア連邦、オーストリア共和国、アゼルバイジャン共和国、バーレーン王国、ベルギー王国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ共和国、ブルガリア共和国、ブルキナファソ、カメルーン共和国、カナダ、チリ共和国、中華人民共和国、コロンビア共和国、コートジボワール共和国、クロアチア共和国、キューバ共和国、キプロス共和国、チェコ共和国、デンマーク王国、ジブチ共和国、ドミニカ共和国、エストニア共和国、フィジー共和国、フィンランド共和国、フランス共和国、ガボン共和国、ジョージア、ドイツ連邦共和国、ガーナ共和国、ギリシャ共和国、ハンガリー、アイスランド共和国、インド、インドネシア共和国、アイルランド、イスラエル国、イタリア共和国、ジャマイカ、日本国、ヨルダン・ハシェミット王国、カザフスタン共和国、ケニア共和国、大韓民国、クウェート国、ラトビア共和国、レソト王国、リビア、リヒテンシュタイン公国、リトアニア共和国、ルクセンブルク大公国、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マリ共和国、マルタ共和国、マーシャル諸島共和国、モーリタニア・イスラム共和国、メキシコ合衆国、モルドバ共和国、モンテネグロ、モロッコ王国、ナウル共和国、オランダ王国、ニュージーランド、ニカラグア共和国、ニジェール共和国、ナイジェリア連邦共和国、ノルウェー王国、パキスタン・イスラム共和国、パラグアイ共和国、ペルー共和国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、カタール国、ルーマニア、ロシア連邦、セントルシア、サンマリノ共和国、サウジアラビア王国、セルビア共和国、セーシェル共和国、シンガポール共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、スペイン、スウェーデン王国、スイス連邦、タジキスタン共和国、チュニジア共和国、トルコ共和国、トルクメニスタン、ウクライナ、アラブ首長国連邦、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、アメリカ合衆国、ウルグアイ東方共和国、ウズベキスタン共和国、ベトナム社会主義共和国、欧州原子力共同体

平成二十八年五月二日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

○財務省告示第百三十九号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十八年五月二日

財務大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗